

「大阪府家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

「大阪府家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（案）」について、次のとおり府民からご意見を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和8年2月4日（水曜日）から令和8年3月6日（金曜日）

募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

募集結果：2名から2件（うち意見の公表を望まないもの0件）の意見提出がありました。

意見の内容	大阪府の考え方
和暦と西暦を併記していただいた方がよりわかりやすいかと思えます。	本計画案は国が策定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を基に策定していますので、年号の記載方法については、この国の基本方針に基づき、元号表記による和暦での記載としております。
家畜排せつ物の利活用に当たって、需給バランス等の経済状況や堆肥化等を行う事業者の経営状況によっては、廃棄物該当性を帯びて、不適正な処理や生活環境保全上の影響が生じるおそれがあることから、「3(3)環境規制への適切な対応」において、廃棄物処理法も掲示したうえで、該当する「動物のふん尿」に関する諸規程、処理基準の適用の可能性等の留意事項を掲載するべきと考えます。	ご意見を踏まえまして、計画案 P3「3 基本的な取組方向（1）家畜排せつ物の適正管理」に以下を追記します。 「家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが基本となる考え方である。」